

財団法人鹿児島市都市施設管理公社寄附行為

平成5年5月1日
鹿児島県知事許可
指令都計第92号

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 資産、事業計画（第5条～第12条）
- 第3章 役員及び職員（第13条～第19条）
- 第4章 理事会（第20条～第28条）
- 第5章 評議員及び評議員会（第29条～第34条）
- 第6章 寄附行為の変更及び解散（第35条～第36条）
- 第7章 雑則（第37条）

付則

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人鹿児島市都市施設管理公社（以下「公社」という。）という。

(事務所)

第2条 公社は、事務所を鹿児島市山下町15番1号に置く。

(目的)

第3条 公社は、鹿児島市と連携し、理想的な住み良いまちづくりを推進するため、緑豊かな美しいまちづくり、自然を慈しむ心の涵養、及び市民に親しまれ喜ばれる公共施設の管理に関する事業を行い、市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 公社は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 都市景観の向上に関する事業
- (2) 緑化思想の啓発に関する事業
- (3) 動物愛護思想及び自然保護思想の啓発に関する事業
- (4) 公園、緑地その他の公共施設の利用促進に関する事業
- (5) 前各号の目的を達成するための広報、調査及び研究

- (6) 鹿児島市建設局所管の公共施設の管理受託業務
- (7) 鹿児島市海づり公園の管理受託業務
- (8) 前各号の事業に関連した収益事業
- (9) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第5条 会社の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 会社の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会社設立の際基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 会社の設立後に理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、知事の承認を得て、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事会が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関等に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 会社の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 会社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 11 条 会社の事業計画及び予算は、理事長が作成し、その事業年度開始前に理事会の承認を得なければならない。

2 理事長は、前項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(事業報告、決算及び財産目録)

第 12 条 会社の事業報告、決算及び財産目録は、理事長が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後 2 か月以内に理事会の承認を得なければならない。

第 3 章 役員及び職員

(役員の種類)

第 13 条 会社に、次の役員を置く。

(1)理事長 1 人

(2)副理事長 1 人

(3)常務理事 1 人

(4)理事(理事長、副理事長及び常務理事を含む。)10 人以上 15 人以内

(5)監事 2 人

(役員の内命)

第 14 条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選により定める。

3 理事の構成は、理事相互に親族その他特別の関係にある者の数が理事現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。

4 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることができない。

(役員の内務)

第 15 条 理事長は、会社を代表し、業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 常務理事は、理事長の内命を受け、通常の内務を処理するとともに、理事長及び副理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事長、副理事長及び常務理事に事故があるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ理事会の内決を経て定めた順序により、他の理事がその職務を代行する。

5 会社と理事長との利益相反する事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の内務を代行する。

6 理事は、理事会を構成し、業務の内務を決定する。

7 監事は、民法第 59 条の内務を行う。

(役員の任期)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、補欠として選任された役員の任期は前任者の残任期間とし、増員により選任された役員の任期は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第 17 条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の同意により、その役員を解任することができる。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員にその旨をあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う理事会及び評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員に対する報酬)

第 18 条 役員には報酬を与えることができる。

2 報酬を受ける役員、報酬の額等については、理事会の議決により別に定める。

(事務局)

第 19 条 会社の事務を処理するため、会社に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事長が理事会の議決を得て別に定める。

第 4 章 理事会

(構成)

第 20 条 理事会は、理事長、副理事長その他の理事をもって構成する。

(権能)

第 21 条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、会社の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第 22 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1)理事長が必要と認めたとき。

(2)理事の 3 分の 1 以上又は監事から会議の目的たる事項を示して開催の請求があったとき。

(招集)

第 23 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事会を招集するには、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、開会の日の 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 24 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 25 条 理事会は、理事の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 26 条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数の同意をもって決する。

(書面表決等)

第 27 条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第 28 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1)理事会の日時及び場所
- (2)理事の現在数
- (3)理事会に出席した理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (4)議決事項
- (5)議事の経過の概要及びその結果
- (6)議事録著名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその理事会において選出された議事録著名人 2 人以上が署名押印しなければならない。

第 5 章 評議員会

(設置)

第 29 条 会社の運営に関する基本的事項について、理事長の諮問に応ずるため評議員会を置く。

(構成及び選任)

第 30 条 評議員会は、評議員 10 人以上 15 人以内をもって構成する。

- 2 評議員は、理事会で選任し、理事長が委嘱する。

3 第 14 条第 3 項の規定は、評議員について準用する。この場合において、「理事」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(任期及び解任)

第 31 条 評議員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 第 16 条第 1 項ただし書及び第 3 項並びに第 17 条の規定は、評議員について準用する。この場合において、「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第 32 条 評議員会は、理事長の諮問に応じ、事業の運営に関する事項を審議する。

2 理事長は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次の事項を諮問しなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算に問すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 基本財産の処分及び長期借入金に関すること。
- (4) 第 1 号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄に関すること。
- (5) その他理事会で必要と認めた事項

(招集)

第 33 条 評議員会は、理事長が招集する。

2 評議員会を招集するには、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、開会の日の 7 日前までに通知しなければならない。

(会議の運営)

第 34 条 評議員会の議長は、評議員の互選により定める。

2 第 25 条から第 28 条までの規定は、評議員会について準用する。この場合において、「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第 6 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 35 条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第 36 条 公社は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、知事の承認があったときに解散する。

- 2 解散のときに存する残余財産は、理事会及び評議員会の議決を経かつ、知事の承認を得て、鹿児島市に寄附する。

第7章 雑 則

(委任)

第37条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

付 則

- 1 会社の設立当初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成6年3月31日までとする。
- 2 会社の設立初年度の事業計画及び予算は、第11条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 3 会社の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、平成7年3月31日までとする。
- 4 会社の設立当初の評議員は、第30条第2項に規定にかかわらず、別紙評議員名簿のとおりとし、その任期は、第31条第1項の規定にかかわらず、平成6年3月31日までとする。
- 5 会社の設立に伴い、財団法人鹿児島市動物公園協会（以下「旧法人」という）の職員が、会社に勤務することとなる場合の身分及び勤務条件は、会社の任用基準及び就業条件による。この場合において、当該職員の旧法人職員としての在職期間は、当該職員に対し旧法人から退職手当等が支給されなかった場合は、会社の在職期間とみなす。

付 則

(施行期日)

- 1 この寄附行為は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この寄附行為は、平成13年3月1日から施行する。